

まえがき

道路事業の手引きは、昭和52年6月に「道路事業・設計基準」として、技術基準の統一的な運用や設計の標準化などを目的として発刊され、その後、各種技術基準の改訂にあわせて3回改訂されました。平成元年7月には「道路事業の手引き」へ名称を変更し、これまで2回の改訂を行ってきましたが、この度、これからの交通社会情勢や環境等の変化、技術の進歩等に対応するものとして、13年ぶりに改訂することとなりました。

今回の改訂にあたっては、平成23年12月改正の「道路構造令」や平成24年2月改正の「道路橋示方書」、平成27年3月制定の「道路土工構造物技術基準」、さらには県独自基準として平成24年12月25日公布した「県道の構造の技術的基準等を定める条例」や「移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例」などを反映し、県独自規定の車線数や歩道の幅員等、地域の実情に応じた適切な道路設計ができるよう対応しております。

本県の厳しい財政状況が続く中、公共工事のコスト縮減を進め、限られた予算で効率的な執行により、着実に必要な社会資本整備を進めることが求められております。今後、管理している多くの道路や橋梁等の老朽化が進み、修繕や架替えに要する費用の急増が予想されることから、早めの予防保全対策を推進し、施設の長寿命化を図ることが重要と考え、「鹿児島県橋梁長寿命化修繕計画」や「鹿児島県トンネル長寿命化修繕計画」を策定する等、道路施設の長寿命化を進め、適切な管理・点検を実施するため、第4編維持修繕編を今回追記したところです。

このように、最近の動向を反映した手引き書として改訂したものでありますが、本県の道路政策を取り巻く情勢や関連する技術の動向は常に変化していくものであります。今後もこれらの知見を遅延なく取り込み、逐次、追記あるいは見直しを行う必要があると考えております。

最後に、本手引きが土木技術職員の道路の設計・施工に広く役立てられ、より地域の実情に応じた道路整備の一助となれば幸いです。

平成30年3月

鹿児島県土木部道路建設課長 神宮司泰弘

道路維持課長 八木章久

都市計画課長 向井一幸